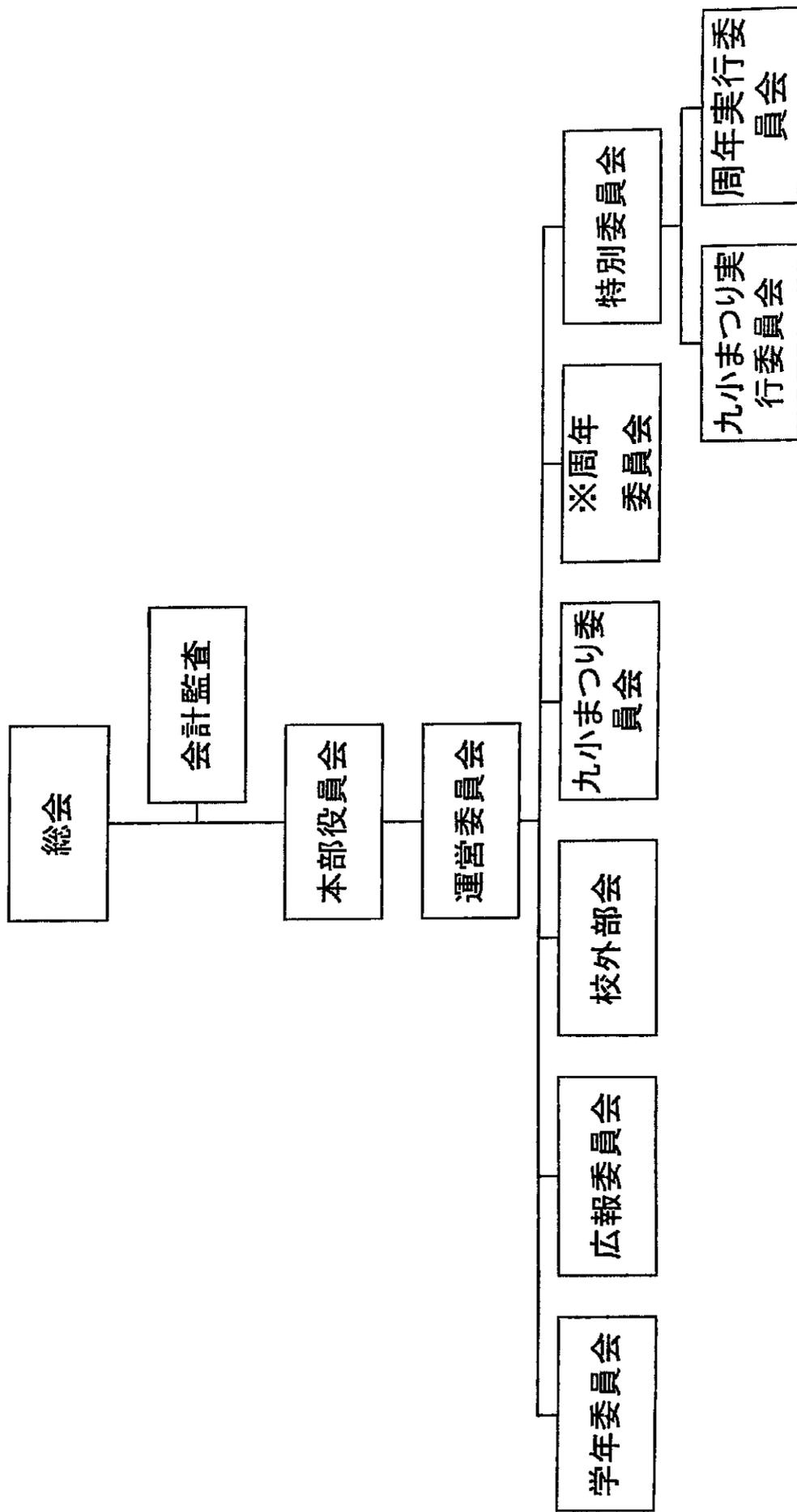


# 「PTA会則」



府中市立府中第九小学校

九小PTA組織図





# 府中市立府中第九小学校「PTA」会則

## 第1章 総則

### 第1条 (名称及び所在地)

本会は府中市立府中第九小学校PTAといい、設立日を昭和33年6月28日とし、本部を府中市立府中第九小学校（東京都府中市栄町3-7）内に置く。

### 第2条 (目的)

本会は家庭と学校とが協力して、児童の健全な成長を図ることを目的とする。

### 第3条 (活動)

本会は前条の目的を達成するために、次の活動をする。

- 1 家庭と学校、地域の緊密な連携によって児童の教育的環境の向上を図る。
- 2 会員相互の親睦を深め、教養を高める。
- 3 その他、本会の目的を達成するための活動をする。

### 第4条 (方針)

本会は次の方針に従って活動する。

- 1 児童の教育及び福祉のために活動する。
- 2 特定の政党や宗教等に偏ることなく、また、営利を目的とする行為は行わない。
- 3 会の正規の活動以外に会の名称及び役員の名義等を用いない。
- 4 児童の教育や福祉のために活動する他の社会的団体又は機関と協力する。
- 5 本会は自主独立で、他のいかなる団体の支配や干渉を受けない。
- 6 学校の人事、その他の管理には関係しない。
- 7 本会は、学校の校費（又は、これに準ずるもの）の不足を援助しない。

### 第5条 (会則の規定)

本会会則の制定及び改廃は、運営委員会の議決を経て、総会にて承認を受けなければならない。

## 第2章 会員

### 第6条 (会員)

本会の会員は、本校在籍の児童の保護者（又はこれに代わる者）及び本校に勤務する教職員をもって組織する。

### 第7条 (会員の義務と権利)

会員は次の権利と義務とを有する。

- 1 役員、委員等を選考する。
- 2 会員は全て平等である。
- 3 本会の機関の決定を尊重し従うこと。
- 4 会費を納入すること。

## 第3章 本部役員及び会計監査

### 第8条 (構成)

本会に次の本部役員及び会計監査を置く。

会長	1名（保護者）
副会長	若干名
書記	若干名
会計	若干名
総務	若干名
会計監査	3名（保護者2・教職員）

#### 第9条 (任務)

本部役員及び会計監査の任務は次のとおりとする。

- 1 会長は会を代表し、会務を総括し、運営委員会等を招集する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長不在時はその代理をする。
- 3 書記は事務を担当し、議事の記録、関係文書の保管をする。
- 4 会計は会の経理を担当し、監査を経て総会に報告する。
- 5 会計監査は年度末に監査を行い、総会に報告する。また、全ての会合に必要なに応じて出席し、会計に関連する意見を述べることができる。

#### 第10条 (任期)

本部役員及び会計監査の任期は1年（総会で承認された日から次年度の総会まで。ただし、再任は妨げない）とする。

#### 第11条 (選出)

本部役員等の選出は次のとおりとする。

- 1 別に定める本部役員選考会を置き、本部役員及び会計監査の候補者を選考する。ただし、国及び地方自治体の議員又は特別職等にある者は、本部役員及び会計監査となることができない。
- 2 本部役員は他の役員、会計監査、別に定める委員会、校外部会との兼任はできない。また、会計監査も本部役員、別に定める委員会、校外部会との兼任はできない。
- 3 本部役員及び会計監査に欠員が生じた場合、会長については副会長が昇格し、その他については運営委員会で協議し、決定する。また、その者の任期は前任者の残り期間とする。
- 4 本部役員選考会は、選考された候補者の信任投票を行う。
- 5 学校側の役員は、あらかじめ教職員から選出する。

### 第4章 機 関

#### 第12条 (機関)

- 1 本会に次の機関を置く。
- 2 総会、本部役員会、運営委員会、学年委員会、広報委員会、校外部会、九小まつり委員会、周年委員会（周年前年から2年間のみ）。  
校長は全ての機関に出席して意見を述べることができる。

#### 第13条 (総会)

- 1 総会は会の最高議決機関で、全会員をもって構成し、年度当初に会長がこれを招集し、旧年度の会計報告、事業報告及び新年度の予算の審議、方針の検討、その他を行う。ただし、会員の5分の1以上の請求があったとき、又は運営委員会が必要と認めたときは、臨時に開催しなければならない。
- 2 総会は会員の3分の1以上の出席（委任状を含む）をもって成立し、その議決は過半数の同意を必要とする。
- 3 次の事項は総会の承認を得なければならない。  
事業計画、予算と決算、会則の改正、資産の管理処分、その他重要事項

#### 第14条 (本部役員会)

本部役員会は本部役員及び会計監査で構成し、必要に応じて開催する。本部役員会はPTA活動を円滑に運営することを目的とする。

#### 第15条 (運営委員会)

- 1 この会は本部役員、学年・広報・九小まつり委員会、校外部会の正副委員長及び校長をもって組織する。
- 2 必要に応じて会長がこれを招集する。会長は毎学期少なくとも1回以上招集しなければならない。
- 3 運営委員会は、各委員会及び校外部会の提案議題の審議、行事の調整、会則の改正、その他必要事項の処理をする。
- 4 必要に応じて特別委員会を設ける。

#### 第16条 (委員会等)

- 1 各委員会及び校外部会の任務及び運営については別に定める細則による。学校側の委員は、あらかじめ教職員から選出する。
- 2 学年は各学級2名、広報、九小まつり委員会は、各学級から1名、教職員から各1名（九小まつり実行委員会のみ2名）を選出し、委員会を構成する。
- 3 校外部会は、各地区から1名と教職員で部会を構成する。教職員の人数については学校側に一任する。
- 4 校外部会の三役以外は他の委員との兼任ができる。

## 第5章 会 計

### 第17条 (経費)

本会の運営は、会費及びその他の事業収入をもってこれに充てる。

### 第18条 (会費)

会費は一世帯で年額2,000円とする。

### 第19条 (支出)

本会の支出は、総会において承認された予算に基づいて行われる。ただし、運営委員会が緊急性を認めた支出については、事後の総会の席上で承認を受ける。

### 第20条 (経理)

本会の経理は、会計監査を経て総会に報告しなければならない。また、会員は会計の状況を何時でも閲覧することができる。

### 第21条 (会計年度)

本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月末日に終わる1年間とする。

## 第6章 細 則

### 第22条 (細則の規定)

本会の運営に必要な細則は、運営委員会の議決を経て定める。ただし、制定又は改廃した場合は、その結果を次期総会に報告しなければならない。

## 慶弔規定

- 1 本規定による慶弔金の支出は次の場合とする。
  - (1) 弔慰金 (2) 祝い金 (3) その他
- 2 前条の慶弔金は次の基準によって支出する。
  - (1) 弔慰金
    - ・会員(含教職員)の死亡 10,000円
    - ・児童の死亡 10,000円
    - ・教職員の配偶者、子、実父母の死亡 5,000円
  - (2) 祝い金
    - ・入学、卒業祝いとして児童に記念品を送る。
    - ・教職員の結婚祝い金 5,000円
  - (3) その他
    - ・必要に応じ運営委員会の協議により決定する。

## 会計細則

- 1 本会の会費の徴収は次のとおりとする。
  - (1) 会費は前期に開催される地区別保護者会での全納を原則とする。ただし、特別な事情のある場合は、運営委員会の承認を得て免除又は減額することができる。
  - (2) 年度途中で転入した場合は転入時の学期に応じ徴収する。  
年度途中で転出した場合は返金しない。
  - (3) 年度途中で転入した場合の徴収額は添付資料1を参照とする。
- 2 会費の変更は運営委員会で検討し、総会に諮る。
- 3 本会に次の諸帳簿を置き、記録を整理しなければならない。

(1) 金銭出納簿	保存期間	5年
(2) 物品保管簿	〃	2年
(3) 収入支払いの各証拠書類	〃	5年
(4) その他必要と認める帳簿類	〃	1年

## 本部役員選考会細則

- 1 この会は第11条に定めるとおり、本部役員及び会計監査の候補者の選考をすることを目的とする。
- 2 この会は会長、副会長、書記、学年・広報各委員会の正副委員長と教職員で構成される。
- 3 この会はその任のために会長がこれを招集し、候補者の信任をもって解散するものとする。
- 4 当年度の本部役員及び会計監査は自動的に次年度の候補者となるが、そのほかに全会員から次年度の本部役員及び会計監査の候補者の推薦を募るものとする。
- 5 この会の構成員は活動中知り得た個人情報等について守秘義務を負うものとする。

## 学年委員会細則

- 1 この会は次のような内容について協議し、活動する。
  - (1) 学級、学年のPTA活動に関する意見等を運営委員会に反映する。
  - (2) 担任教職員と連携をとりながら、学級及び学年の親睦を深める。
  - (3) 運営委員会から協力依頼された活動等をする。
    - ・講演会や講習会、研修会等の企画と実施（家庭教育学級等）
    - ・給食試食会
    - ・ベルマーク活動
    - ・学年学級活動（茶話会等）
- 2 この会には委員長1名、副委員長3名（内教職員1名）を置く。
- 3 この会は記録簿を作成し、出席者氏名、協議内容等を会長に報告する。

## 広報委員会細則

- 1 この会は、学校の行事、PTA活動の状況、その他教育に関する問題等を広く会員に知らせることを目的とし、広報誌等の刊行物を発行して会員相互の意思の疎通を図る。
- 2 この会には委員長1名、副委員長2名（内教職員1名）を置く。
- 3 運営委員会から協力依頼された活動等をする。
- 4 この会は記録簿を作成し、出席者氏名、協議内容等を会長に報告する。

## 校外部会細則

- 1 この会は、学区内の各地区において自治会等や青少年関連組織との連携を密にし、児童の校外生活の安全や充実、各地区の相互連絡等を目的とし、次のような活動をする。
  - (1) PTA会費を徴収する。また、PTA入退会手続きを行う。
  - (2) 各地区における集団登校や資源回収を行う。
  - (3) 各地区の保護者による会合を開き、地域における諸問題を話し合う。
  - (4) 子ども会等を開催し、各地区の親睦を深める。
  - (5) 地区におけるその他の活動等をする。
- 2 この会には委員長1名、副委員長3名以上（保護者2名、教職員1名以上）、書記2名を置く。
- 3 校外部会の構成員は、基本的に、本部役員及び会計監査、各委員会とは兼任できないものとする。ただし、やむを得ない事情等により各委員会と兼任せざるを得ない場合は、事前の申し出により、会長の了承を得るものとする（いかなる事情があっても、本部役員及び会計監査との兼任は認められない。）。
- 4 この会は記録簿を作成し、出席者氏名、協議内容等を会長に報告する。

## 九小まつり委員会細則

- 1 この会は本部役員会との連絡を密にし、これを助け、他の九小まつり実行委員とともに地域ふれあい九小まつりを行うことを目的とする。
- 2 この会には委員長1名、副委員長1名、書記2名を置く。
- 3 この会は記録簿を作成し、出席者氏名、協議内容等を会長に報告する。

## 周年委員会細則

- 1 この会は本部役員会との連絡を密にし、これを助け、他の周年実行委員とともに周年行事を行うことを目的とする。
- 2 この会には委員長1名、副委員長1名、書記2名を置く。
- 3 この会は記録簿を作成し、出席者氏名、協議内容等を会長に報告する。

## 特別委員会細則

- 1 第15条の4に定める特別委員会として、九小まつり実行委員会と周年実行委員会を設ける。  
※周年実行委員会は当該年度の前年より2年間活動する。
- 2 この会の長は、会長または会長が任命した者が務める。
- 3 この会の長は、学校側の全面的な協力を得て、他の本部役員及び会計監査、各委員会の代表者、地域の協力者等で構成された実行委員とともに行事を企画、運営、開催する。
- 4 この会は記録簿を作成し、出席者氏名、協議内容等を会長に報告する。

## サークル部細則

- 1 サークル部には部長を置く。部長は部長会議を開催し、各サークル活動の協議をする。
- 2 サークル部は会員の自由な集まりであって、自主的に運営されるものとする。
- 3 各サークルの活動に要する費用は、一部を除き、原則として参加者の負担とする。
- 4 各サークルは記録簿を作成し、活動内容を記録しておかなければならない。
- 5 新たにサークルを作ろうとする場合は、目的及び活動内容を本部役員に届け出、運営委員会の承認を得なければならない。

## ボランティア活動細則

本会の会員及び地域協力者が、本会、本校又は本校在籍の児童に関係するボランティア活動をする場合、本会はこれを支援する。ただし、支援内容については運営委員会の承認を得るものとする。

## 付則

この会則は昭和33年6月28日から施行する。

平成18年5月 一部改正。

平成23年5月 一部改正。

平成24年5月 横書きに改め、一部改正。

平成25年1月 細則追加。

平成25年3月 細則一部追加。

平成25年5月 一部改正。

平成27年5月 一部改正。

平成28年5月 一部改正。

平成29年3月 一部改正。

令和元年5月 会則一部追加、一部削除、一部改正。細則一部追加、一部削除、一部改正。

令和5年4月 会則一部改正

# PTA 会費（1 世帯あたり）転入時 早見表

（令和 5 年度～）

転入時 PTA 会費徴収額

添付資料

転入日	金額
1 学期(1 学期始業式～終業式まで)	2,000 円
2 学期(2 学期始業式～終業式まで)	1,000 円
3 学期(3 学期始業式～修了式まで)	徴収なし